

# 通所介護事業所 太陽の家

## 利 用 契 約 書

事業者は、重要事項説明書及び介護保険法令の趣旨に従い、契約者が当事業所において、その有する能力に応じ、安全で快適な通所介護サービスを利用することができるように支援することを目的として、以下の契約を締結いたします。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第1条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第2条 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

2 契約者は通所介護サービス利用に際し、菓子類等の飲食物の持ち込みを行わないこととします。

3 契約者は、通所介護サービス利用中に契約者同士の金品の交換または贈与を一切行わないこととします。また、サービス提供者への同様の行為も行わないこととしサービス提供者もこれを拒否することとします。

(緊急時における対応方法)

第3条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからず事由による場合は、この限りでない。

3 通所介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

4 管理者は、災害によって利用者に事故が生じた場合には、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに、代表取締役並びに関係機関に連絡を行う。

5 管理者は、災害によって施設建物に被害を受けた場合には、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに、代表取締役並びに関係機関に連絡を行う。

(苦情処理の対応方法)

第4条 利用者および家族からの相談又は苦情については、生活相談員が窓口となり援助し、文書で記録し保管するものとする。

2 苦情・要望は、苦情処理担当者が必要に応じて、当事業所の該当する委員会等で協議し、解決にあたるものとし、必要に応じ責任者が口頭・文書等で報告する。

(非常災害対策)

第5条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救急その他訓練を行うものとする。

2 非常災害の恐れがあるときは、施設内の巡視を厳重にし、職員はその職責において災害の未然防止に努める。

(損害賠償責任)

第6条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(秘密保持)

第7条 事業者は、サービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者およびその家族に関して知り得た情報をサービス担当者会議等で用いる場合は事前に文書で同意を得なければならない。

(契約終了の条件)

- 1 契約者が当事業所の利用を終了する旨を申し出た時は契約を終了することとします。
- 2 契約者の状態が変化し、自立と認定された場合は契約を終了することとします。
- 3 契約者が自傷他害等、通所介護サービスを継続することが困難と判断された時は契約を終了することとします。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 当事業所は、職員の資質向上を図るための研修を行うものとする。

- 一. 採用時研修を、採用後6ヵ月以内に行う。
- 二. 採用後研修を年一回以上実施する。

2 事業所の見やすい場所に運営規定の概要を提示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

3 正当な理由なく、通所介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

4 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請がおこなわれるよう必要な支援を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて支援を行う。

5 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して通所介護サービスを提供する。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、アルファルファ&カンパニーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(協議事項)

第10条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

この契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

